
令和7年度西原町立小中学校
ネットワークアセスメント業務
仕様書

令和7年12月
西原町教育委員会
教育部 教育総務課

1 事業名称

令和7年度西原町立小中学校ネットワークアセスメント業務

2 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度西原町立小中学校ネットワークアセスメント業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

3 業務の目的

西原町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する学習系ネットワークについてアセスメントを実施することで課題を把握し原因の特定及び GIGA スクール構想第2期に向けた必要な改善策を取りまとめることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月 27 日(金)まで

5 業務場所

坂田小学校、西原小学校、西原南小学校、西原東小学校、西原中学校、西原東中学校
その他教育委員会が指定する場所

6 業務内容

受託者にてネットワークアセスメント環境評価調査項目を文部科学省より示されている「学校のネットワーク改善ガイドブック」に基づき定義し、有用な調査ができるように教育委員会と協議の上、必要な調査やデータ収集を実施し、結果を分析するとともに、課題を整理し、課題解決や改善策の提案までを行うこと。また、調査を行う際は、西原町教育委員会が委託している保守事業者(株式会社興洋電子)と連携して実施すること。調査項目については下記のとおり。

(1)机上調査

本町の学習系ネットワーク構築時の完成図書や現在のネットワーク機器を参考し、物理的・論理的に不具合となりえる箇所の有無を特定すること。各ネットワーク機器の基本性能が令和 2 年 3 月に文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」にて推奨されるスペックを有しているかを確認すること。

(2)スループット調査

校内ネットワークの入口、教室それぞれの帯域を複数回測定し実行帯域を調査すること。また調査は「学校のネットワーク改善ガイドブック」にて推奨される測定サイトで複数回実施し、文部科学省が設定する「当面の推奨帯域」を満たしているか確認すること。

(3)レイテンシ調査

有線 LAN 接続時及び無線 LAN 接続時、それぞれのレイテンシ値を複数回測定し調査すること。

(4) トラフィック調査

ネットワーク機器の処理性能に対して、トラフィックがどの程度流れているかを調査すること。教育委員会と調整のうえ、学習者用端末が利用されている授業時間帯のトラフィック状況とその推移をレポートすること。調査は可能な限り既存ネットワーク機器の設定変更が不要な方法で実施すること。また測定機器の設置及び取り外し時は影響の少ない時間帯を選び、現地責任者と合意のうえ作業を行うこと。

(5) セッション調査

学校内の機器で、セッション数がどの程度張られているかを調査すること。また教育委員会と調整のうえ学習者用端末が利用されている授業時間帯のセッション状況をレポートすること。

(6) CPU・メモリ調査

ネットワーク機器の CPU・メモリ使用率について学習者用端末が利用されている授業時間帯に調査すること。

(7) 無線調査

無線 AP の電波強度、干渉、外来波の電波状況を測定すること。電波強度に関してはヒートマップにて報告を行うこと。

調査エリアについては教育委員会と調整のうえ、決定すること。(原則電波強度及び干渉調査は基本的な構成が共通となるためピックアップした 1~2 教室程度を調査対象とする)

利用 SSID への影響が想定される外来波調査に関しては校舎全体における影響を調査するため校舎全体で実施すること。

(8) その他教育委員会と受託者協議のうえ必要と認める調査を実施すること。

7 提出書類

- (1) 調査結果報告書
- (2) 改善案提案書(改善が必要な場合に限る)
- (3) その他教育委員会が必要とする資料

8 守秘義務

受注者は、本業務において知りえたすべての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。本契約終了後においても守秘義務を負うものとする。

9 その他

- (1) 本業務を実施するにあたって、事前にアセスメント計画を作成し内容について合意のもと進めること。
- (2) 本業務での作業にあたっては、学校関係者、近隣住民の安全に配慮し、また、授業に影響の与えないように留意して実施すること。
- (3) 受託者の過失により施設および設備に影響を与えた場合には、受託者の負担で速やかに復旧させること。
- (4) 本仕様書と記載のない事項及び解釈に疑義が生じた場合の取り扱いについては、教育委員会と受託者で協議の上、定めるものとする。